

電子マネーによる保険金支払サービス開始に伴う約款改定のお知らせ

この度、電子マネーにより保険金をお受け取りいただけるサービスを新たに導入することに伴い、以下の通り約款を改定いたします。

新たなサービスの導入となりますため、既にご加入されたお客さまも含めて、すべてのお客様が対象となりますので、ご契約者の皆さまにお知らせいたします。

■改定の概要

保険金のお受け取り方法として、従来の銀行口座に加えて、当社所定の電子マネーアカウントを指定することが可能となります。

■約款改定の対象となるご契約

以下の保険商品に加入のお客さまのご契約

- ① 特定感染症保険
- ② 航空券キャンセル費用保険

■改定日

2022年8月8日

※改定日前にご加入されたお客さまのご契約にも適用されます。

■約款新旧対比表

① 特定感染症保険

改定後	現行
第4条（特定感染症一時金の請求、支払時期および支払方法） 1. ～ 8. （記載省略） 9. <u>第3項の規定にかかわらず、当社が認めるときは、保険金の電子マネー払（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める資金移動業または前払式支払手段を用いて、特定感染症一時金の受取人の資金移動業口座または前払式支払手段への資金チャージを行うことにより保険金を支払うことをいいます。なお、資金移動業口座および前払式支払手段は当社の指定したものに限ることとし、これらを提供する事業者を「提供事業者」といいます。以下本項において同じ。）を取り扱います。ただし、提供事業者がサービスを終了もしくは停止した場合、または提供事業者のサービスに問題が生じた場合などは、当該提供事業者による保険金の電子マネー払を中止することがあります。</u>	第4条（特定感染症一時金の請求、支払時期および支払方法） （同左） （新設）

②航空券キャンセル費用保険

改定後			現行
第1条（用語の定義）			第1条（用語の定義） （新設）
	用語	定義	
ほ	保険金の電子マネー払	<p>資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める資金移動業または前払式支払手段を用いて、被保険者の資金移動業口座または前払式支払手段への資金チャージを行うことにより保険金を支払うことをいいます。</p> <p>なお、資金移動業口座および前払式支払手段は当会社の指定したものに限ることとし、これらを提供する事業者を「提供事業者」といいます。</p>	
第22条（保険金の支払時期）			第22条（保険金の支払時期）
1. ～ 3. （記載省略）			1. ～ 3. （記載省略）
4. <u>第1項または第2項の規定による保険金の支払は、被保険者の口座（当会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。</u>			（新設）
5. <u>第4項の規定にかかわらず、当社が認めたときは、保険金の電子マネー払を取り扱います。ただし、提供事業者がサービスを終了もしくは停止した場合、または提供事業者のサービスに問題が生じた場合などは、当該提供事業者による保険金の電子マネー払を中止することがあります。</u>			

以上